

障害児通所支援事業等の
指定申請手続き等について

松本市こども部こども福祉課

令和3年5月

障害児通所支援事業者等の指定について

1 事業者の指定について

事業者の指定は、毎月1日付けで行います。なお、指定を希望する障害児通所支援事業等の種類により、下記のとおり手続きが異なります。

また、申請の不備等によっては審査期間が延長する場合がありますので、ゆとりを持ってお早めに相談、申請するようお願い致します。

<指定までのスケジュール>

サービス種類	事前相談	事前協議	指定申請	指定
1 障害児通所支援	希望する指定日のおおむね3か月半前まで	希望する指定日の3か月前まで	希望指定日の前々月の16日まで	毎月1日付け
2 共生型サービス	必要なし	必要なし	希望指定日の前々月末日まで	毎月1日付け

※ 事前相談の必要のないサービスについても、必要に応じて事前相談を行ってください。

2 事前相談について

(1) 相談方法について

ア 事前相談は、新規に指定を受けようとする日のおおむね3か月半前までにしてください。

イ 制度概要を把握し、概ね、実施する障害児通所支援事業等の種類を決めたうえで、御相談ください。なお、既に障害児通所支援事業等を実施されている場合にも、御相談ください。

ウ 電話では受け付けていません。必ず子ども福祉課に来庁してください。下記の事項を確認しますので、回答に責任持てる方が相談を行ってください。なお、土・日・祝日等の閉庁日は相談業務を行っていません。

相談時には下記の事項を確認します

○事業実施に係る契機（動機）、実施予定のサービス事業を選択した理由

○事業方針

○定款・法人登記事項証明書：実施予定の事業を実施する旨が記載されている（記載する予定）か。

○実施予定の場所：土砂災害特別警戒区域等に該当していないか。

○他法令の遵守：用途確認、建築確認、消防設備確認など行っている（行う予定）か。

(2) 特に注意すべき点

ア 設備基準

申請の際に、設備に関する基準に適合している必要があることから、基準を満たしているかどうか不明な場合は、新築、増改築、賃借を行う前に必ず建築図面等で基準に適合しているかどうか御相談ください。

その際は、建築図面等に指定基準における部屋の名称（指導訓練室、相談室等）及び部屋の面積を御記入ください。

(建築基準法による基準、消防法による基準は当課で判断できませんので、それぞれの所管部署に別途御相談ください。)

イ 法人格の取得、登記事項証明書

定款、法人登記事項証明書については、障害者や障害児のそれぞれのサービスを行うことが読みとれるものでなければなりません。このような記載が現定款、現登記にない場合、定款、登記事項を変更していただく必要がありますので、必ず御確認ください。

【記載例】

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

複数の障害児通所支援事業の種類を指定を受ける（受けている）場合であっても、この表記があれば足りるものとします。

※ 障害児相談支援事業は、障害児通所支援事業に含まれませんので、御注意ください。

3 事前協議について

指定申請書を提出する前（指定予定日の3か月前）までにこども福祉課に別紙「障害児通所支援事業者指定申請事前協議チェックリスト」等を提出のうえ、協議してください。（郵送も受け付けますが、必ず期限までに御提出ください。）協議結果については、後日お知らせしますが、不備等によっては指定予定日が延びる可能性がありますので御承知ください。

協議時には下記の事項を確認します

- 事業実施計画の内容確認
- 利用予定者数：市等で利用者数を確認しているか。少数の場合は**確保策**。
- 収支予算の確認（事業の継続性及び安定性の確認）
- サービス利用者の「対象要件」、「対象者像」等を把握しているか。
- 平面図による設備基準の概要確認。面積が足りていないといった事態の未然防止を図ります。
- 児童発達支援管理責任者等の従業者を確保できるか。

児童発達支援管理責任者の要件について

障害児（者）等の支援に関する所定の実務経験があり、①及び②を修了すること。

①「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」及び「実践研修」

基礎研修は、実務経験2年満たない段階から受講可能。また実践研修は、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援又は直接支援の業務に従事した者が受講可能。

実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに、「更新研修」を受講すること。

②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」

※(ア)平成30年度以前に旧体系研修を修了している者、又は(イ)令和元年度～令和3年度における基礎研修を修了し、かつ所定の実務研修を満たしている者については経過措置あり。

従業者の要件厳格化について

令和3年4月1日以降、児童発達支援・放課後等デイサービスについて従業者の要件が厳格化されています。

【令和3年3月31日まで】

「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」

【令和3年4月1日以降】

「児童指導員又は保育士」

※従業者の要件から「障害福祉サービス経験者」が削除されました。

※指定基準を超えて配置されている従業者は、児童指導員又は保育士である必要はありません。

※令和3年3月31日までにサービス提供を開始している事業者は経過措置が適用されます。

4 指定申請について

(1) 申請方法

ア 指定は、毎月1日付けで行います。指定予定日の前々月の16日までに御提出ください。（共生型サービスについては、前々月末日までに御提出ください。）

イ 事業毎に申請の様式・添付書類が異なります。ホームページに掲載しているので御確認ください。なお、随時更新しているので、必ず申請前にダウンロードして御使用ください。

【市トップページ】 → 【健康・福祉】 → 【障害者】 → 【事業者の皆様へ】 → 【指定申請等】

(2) 受理について

申請書類の内容に不備がなくなったときに、受理します。なお、受理した時点から実態審査に入ります。不備等によっては指定予定日が延びる可能性がありますので、お早めに御提出ください。

(3) 現地確認について

指定をする前に、現地確認を行っています。その時点で、設備上の不備（※）がある場合は、指定予定年月日に指定できなくなることがありますので、御注意ください。

- （※）具体例
- ・設備基準を満たしていない（申請書の平面図と実態が異なっている等）
 - ・改修工事が完了していない
 - ・消防署の指導による設備・備品の設置が完了していない …等

5 指定について

(1) 指定通知について

審査及び現地確認の結果、基準を満たす事業者については、指定障害児通所支援事業者等として指定をします。指定にあたっては、指定年月日の前月末に、指定日や事業所番号を記載した指定通知書を申請者住所に送付します。事業所の見やすい場所に重要事項等と共に掲示してください。

原則として、指定通知書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

(2) その他

変更届（届出事項に変更があった場合）

指定を受けている事業の内容を変更した場合は、変更した日から10日以内に様式第2号により変更届を御提出ください。

なお、施設の移転も変更届により行いますが、設備基準等の確認が必要ですので、事前の協議を完了した上で変更してください。

注：指定申請時に添付した書類の中で変更したものは全て添付してください。

6 障害児通所支援事業等の申請先（申請書類の提出先）

松本市役所 こども福祉課（東庁舎1階）

7 障害児通所支援事業等の指定に関する相談先

こども部 こども福祉課 相談支援担当

電話番号 33-4767（直） FAX 番号 36-9119

Eメールアドレス kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

障害児通所支援事業者指定申請事前協議チェックリスト

年 月 日

「事業者確認欄」の該当欄に「○」印を付し、提出書類等に漏れがないよう確認してください。

フリガナ						
法人名						
法人所在地	市・郡					
フリガナ						
事業所名称						
事業所開設 予定地						
予定している サービス名		定員	名			
事業開始 希望年月日	年 月 日					
担 当 者	フリガナ		連 絡 先	電話番号		
	氏 名			FAX番号		
提出書類	留意事項等				事業者 確認欄	松本市 チェック
1 事業実施計画 (任意様式)	(1) 当該サービスが地域で必要とされている状況 (2) 施設の状況(土地、建物の取得状況等) (3) サービス利用の対象者(知的・精神・身体等) (4) 事業開始年度の収支予算書					
2 利用予定者数 (任意様式)	(1) 市町村等に利用見込者を確認しているか。見込人数が少数の場合は確保策を具体的に記入 (2) 圏域の障がい者プランを把握しているか。なお、必要基盤量を超えている場合、超える場合は具体的な利用者確保の方法を示しているか。					
3 平面図 (建築中、賃貸契約前 でも提出すること)	(1) 各室の用途及び面積が記載されているか。 (2) 指導訓練室は支援に適切な器具、設備、広さが確保されているか。 (床面積は障害児1人当たり2.47㎡以上が目安) (3) サービス毎に指導訓練室が分けられているか。 (4) 消防用設備点検は実施済みか。未実施の場合は実施予定を確認。					
4 位置図	(1) 開設予定地の周辺地図を添付。 (2) 事業所等が複数ある場合、位置関係図を添付しているか。 (3) 土砂災害警戒区域外の立地であるか。					
5 その他確認事項	(1) 法人登記事項証明書に事業を実施する旨の記載があるか。(児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」の文言が必要) (2) 指定基準以上の児童発達支援管理責任者及び従業者は確保できるか。 (3) 児童発達支援管理責任者の候補者は、実務要件を満たすか。また、「相談支援従事者初任者研修講義部分」及び、「児童発達支援管理責任者研修」・「サービス管理責任者研修」(平成30年度以前に修了した者)、又は「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」(令和元年度～令和3年度に修了した者)を受講しているか。 (4) 放課後等デイサービスを開所する場合、ガイドラインを配付。 (5) 障害児支援利用計画を策定する相談支援事業者及び給付決定市町村に対し事前相談等を行い、協力体制が整っているか。					

(注)

※指定予定日の3か月前までに提出してください。

※新規事業者については、必ず事前相談を行ってください。

※こども福祉課へ1部提出してください。